

東京オリンピックのたばこ対策について
都民アンケート調査

結果報告

平成 27 年 5 月 28 日

国立研究開発法人 国立がん研究センター
がん対策情報センター たばこ政策研究部

東京オリンピックのたばこ対策について 都民アンケート調査結果の概要

平成 27 年 3 月に都民を対象としたインターネット・アンケート調査を実施し、2,375 人から回答を得た。結果の概要は次のとおりである。

- ☑ 東京オリンピックに向けて、**罰則付きの規制（法律や条例）を求める意見が過半数**であった。
- ☑ 医療施設、公共施設、教育施設、オリンピックの競技施設を規制対象施設に挙げた人は 8 割を越えた。職場やホテル・旅館の客室についても、半数以上の人々が規制対象施設に挙げていた。
- ☑ 受動喫煙防止のために**分煙は効果がないと考える人は、75%**に達していた。
- ☑ その一方で、効果のない分煙でもやむを得ないと考えている人も多く、分煙に対する取り組みは 47.5%が評価すると回答した。
- ☑ 罰則付きの条例制定を東京都が見送る方針については、意見は割れているものの、評価しない人が若干上回った結果となった。

この結果について、次のように解説する。

- オリンピック開催都市に禁煙を求める背景には、「**健康的なスポーツと 健康に有害なたばこは相いれない**」という考えに基づいている。
- たばこ煙の害は科学的に明白で、わが国では受動喫煙をなくすことによって、少なくとも 1 年間に 6,800 人の人命を救うことができる。
- わが国は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)を批准、締結している。同条約でも、**たばこの煙に晒されることからの保護**を求めている。利害が絡み合意形成が難しい課題であるため、FCTC 第 4 条にも謳われているように、**政治のリーダーシップ**が求められる。
- 分煙設備の導入促進という、効果がなく、かつ世界の潮流から取り残される施策へと誘導するのではなく、公共空間の禁煙化に向けた本質的な議論を進め、**罰則付きの規制による施設の禁煙化が求められる**。

(本件に関するお問い合わせ先)

国立研究開発法人国立がん研究センター
がん対策情報センター たばこ政策研究部
部長 望月 友美子

電話：(03)3547-5201 内線 1647

email：ymochizu@ncc.go.jp

東京オリンピックのたばこ対策について 都民アンケート調査結果

1. 調査の概要

実施期間：平成27年3月13日（金）～3月16日（月）

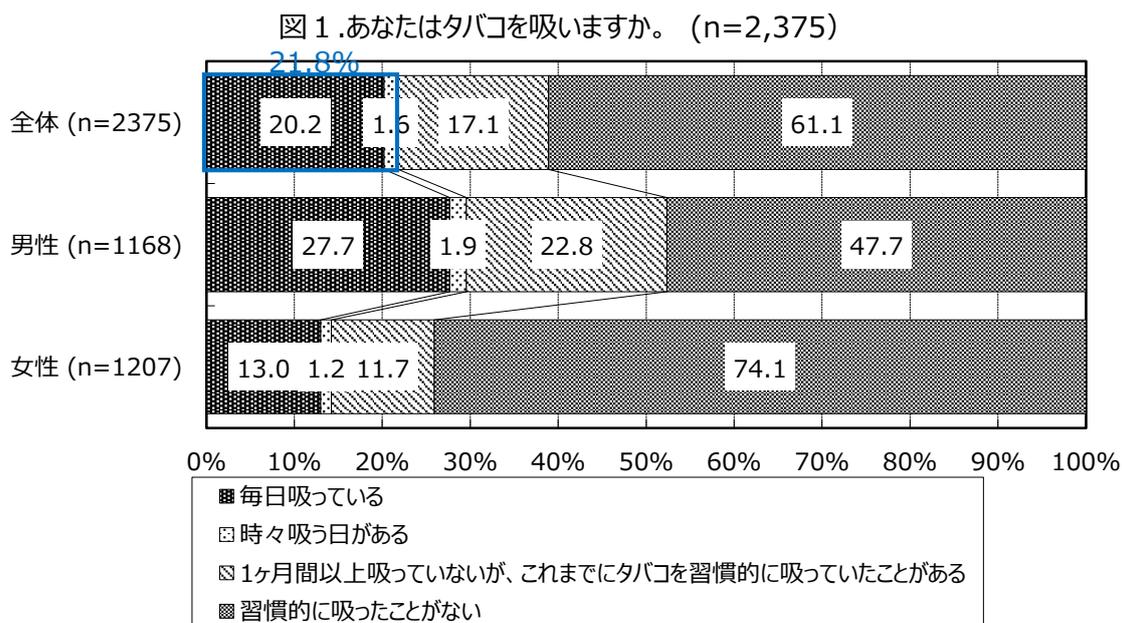
実施方法：インターネット・アンケート調査（MRIリサーチアソシエイツ株式会社へ委託）

回答者：都民2,375人（男性：1,168人、女性：1,207人；表1）

表1 性別・年齢別の回答者数

	全体	20歳未満 (15-19)	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
全体	2375 100.0%	45 1.9%	367 15.5%	428 18.0%	451 19.0%	312 13.1%	341 14.4%	431 18.1%
男性	1168 100.0%	15 1.3%	193 16.5%	221 18.9%	232 19.9%	160 13.7%	169 14.5%	178 15.2%
女性	1207 100.0%	30 2.5%	174 14.4%	207 17.1%	219 18.1%	152 12.6%	172 14.3%	253 21.0%

回答者のうち、喫煙している者（毎日吸っている+時々吸う日がある）は21.8%であった【図1】。

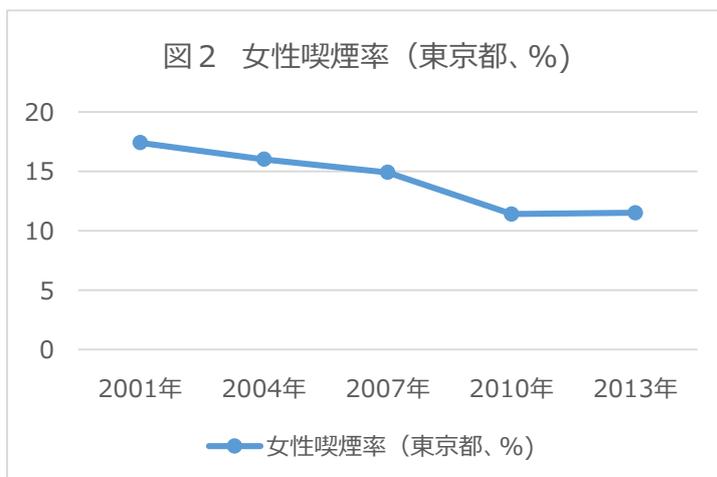


【解説】

本調査における喫煙者の割合は全体で 21.8%となっており、調査方法や実施時期に違いがあるものの、過去に行われた調査の結果と、大きくは変わらない数値であるが、女性喫煙率は高めの数値となっていた（表 2）。女性の喫煙率については、今までの調査で下げ止まり、もしくはわずかながらも上昇の兆しも見られている（図 2）。都民の喫煙率は、23 区部で高い傾向が見られている。本調査では、インターネット・モニター調査という方法を採用しているため、特に女性のサンプルにおいて都市生活者の属性を強く反映した結果、高い喫煙率となった可能性もある。

表 2 本調査および主な既存調査の喫煙者率の比較

	本調査 (都民)	国民健康・栄 養調査 ¹ (全国)	国民生活基礎調査 ²			全国たばこ喫煙者 率調査 ³	
			東京都 区部	都民	全国	関東	全国
全体	21.8%	19.3%	21.9%	20.9%	21.6%	-	19.7%
男性	29.6%	32.2%	32.9%	31.3%	33.7%	30.3%	30.3%
女性	14.2%	8.2%	12.1%	11.5%	10.7%	11.1%	9.8%
備考（調 査時期、調 査方法）	2015年3月 インターネット・ モニター調査	2013年11月 調査員による 世帯訪問配 布、回収	2013年6月 調査員による世帯訪問配布、 回収			2014年5月 郵送配布、郵送回 収	



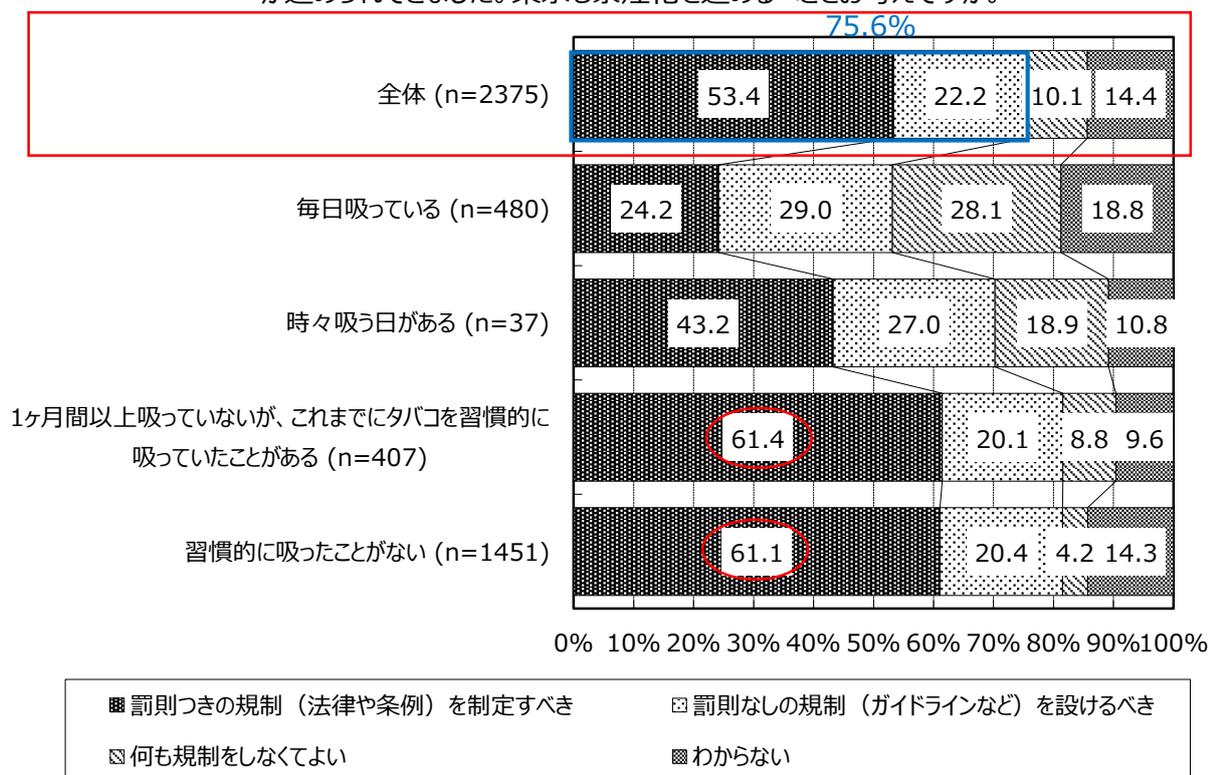
出所：国民生活基礎調査（平成 25 年）

2. 調査結果

(1) 禁煙化の取り組みについて

東京オリンピックに向けて、罰則付きの規制（法律や条例）を求める意見が過半数となっている。罰則なしの規制（ガイドラインなど）を含めると、都民の4分の3（75.6%）が何らかの規制を導入すべきと考えている。何も規制をしなくてよいと考えている人はわずか1割（10.1%）に止まった【図3】。

図3 .オリンピック開催都市では罰則付きの規制を制定して環境の禁煙化の取り組みが進められてきました。東京も禁煙化を進めるべきとお考えですか。



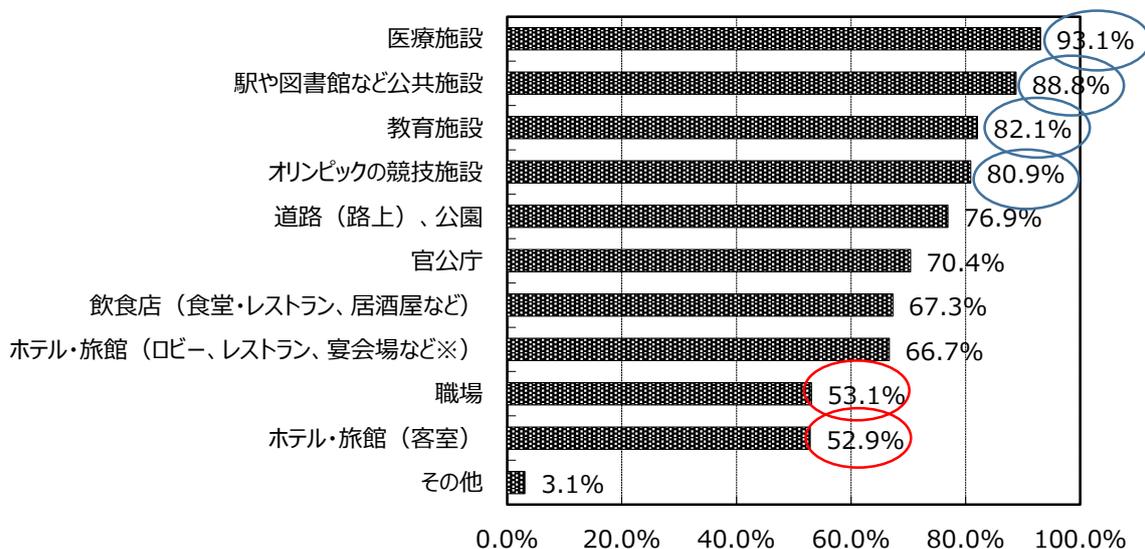
【解説】

喫煙者と非喫煙者では、禁煙化の取り組みへの考えが異なる傾向にあるものの、毎日吸っている人においても、24%が罰則付きの規制を、また29%が罰則なしの規制を導入すべきと考えている。非喫煙者（1ヶ月以上吸っていない+習慣的に吸ったことがない）では、6割以上が罰則付きの規制の導入を支持している（図3の赤丸部分）。

規制導入の対象施設としては、医療施設、公共施設、教育施設、オリンピックの競技施設を挙げた人は8割を越えていた。職場やホテル・旅館の客室についても、半数以上の人を対象施設に挙げた【図3】。

図3.規制の対象にすべき施設はどのようにお考えですか。

n = 1795



【解説】

国際オリンピック委員会（IOC）は、1988年に禁煙方針を採択し、カルガリー大会以降、たばこ産業の協賛（スポンサーシップ）拒否とともに、会場の内外が禁煙化された。2010年7月には世界保健機関（WHO）とIOCはたばこのないオリンピックをめざす合意文書に調印した⁴。

以来、オリンピックは会場だけでなくレストラン等を含む屋内施設が全面禁煙の国や都市で行われることが慣例となっている。アテネオリンピック以降、冬季大会を含めて全ての開催都市で禁煙を義務づける罰則付きの法律や条例が制定されてきた（表2）。リオデジャネイロや平昌も、すでに規制が導入されている。

表2 オリンピック開催地のたばこをめぐる規制（東京都調べを改変⁵）

開催年	開催都市	根拠	制定年	内容	罰則
2004	アテネ	法	00	禁煙) 医療施設、飲食店、職場など	有
2006	トリノ	法	05	禁煙) 医療施設 分煙) 官公庁、教育施設、飲食店など	有
2008	北京	市条例	08	禁煙) 医療施設、教育施設 分煙) 官公庁、飲食店など	有
2010	バンクーバー	州法	08	禁煙) 公共施設、職場、飲食店など	有
2012	ロンドン	法	06	禁煙) 公共施設、飲食店など	有
2014	ソチ	法	13	禁煙) 官公庁、医療施設、教育施設	有
2016	リオデジャネイロ	州法	09	禁煙) 公共施設、飲食店など	有
2018	平昌	法	15	禁煙) 公共施設、飲食店など	有

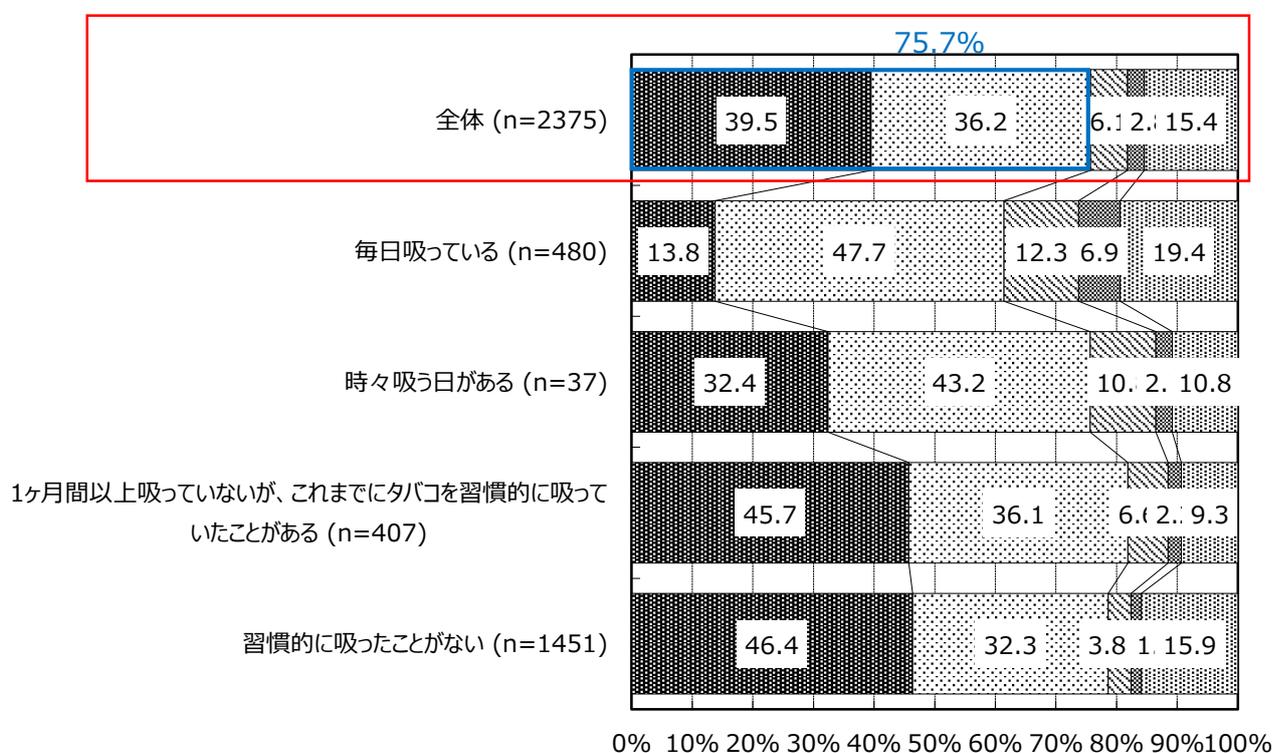
(2) 分煙について

分煙については、賛否が分かれていた。

受動喫煙防止のために分煙は効果がないと考える人は、75%に達していた。新しい分煙設備が受動喫煙防止に効果があると思う人は、わずか 6%に過ぎず、受動喫煙防止をしなくて良いと考える人は 3%にも満たなかった【図4】。

しかしながら、分煙でなく禁煙にすべきとの回答は、40%に留まっていた。喫煙者と非喫煙者が共存する現状では、効果のない分煙でもやむを得ないと考えている人も 36%と多い。特に、たばこを毎日吸っている喫煙者で分煙を求める傾向が強い。

図4.あなたは、分煙についてどのようにお考えですか。



- 効果がなく、分煙でなく禁煙にすべきである
- 効果はないと思うが、喫煙者と非喫煙者が共存する現状で分煙はやむを得ない
- ▨ WHOの見解とは異なるが、わが国の新しい設備は効果があると思う
- 受動喫煙は生活上受忍（がまん）すべきで、防止しなくてよいと思う
- わからない

日本たばこ産業株式会社をはじめとするたばこ関係者による分煙に対する取り組みは、47.5%が評価すると回答した【図5】。

評価する理由としては、分煙が喫煙者と非喫煙者の双方が満足できる落としどころという回答（49.5%）よりも、分煙がないよりはあった方がよいという回答（71.5%）が多い結果となっていた【図6】。一方、喫煙者のお客さまへのおもてなしとして必要と考える人は少なかった（26.9%）。

図5.日本たばこ産業株式会社をはじめとするタバコ関係者は、分煙の促進の取り組みを行っています。これについてどのようにお考えですか。 n=2375

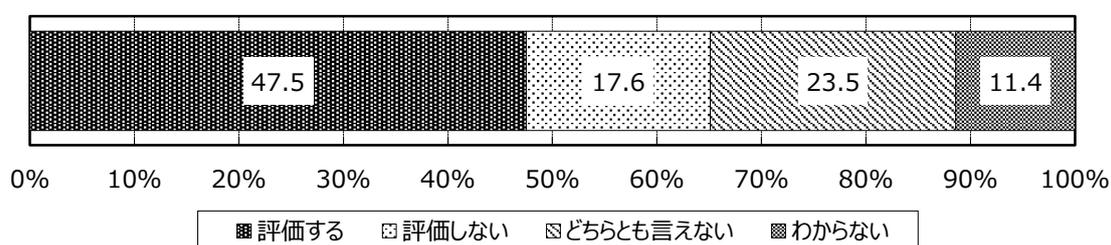
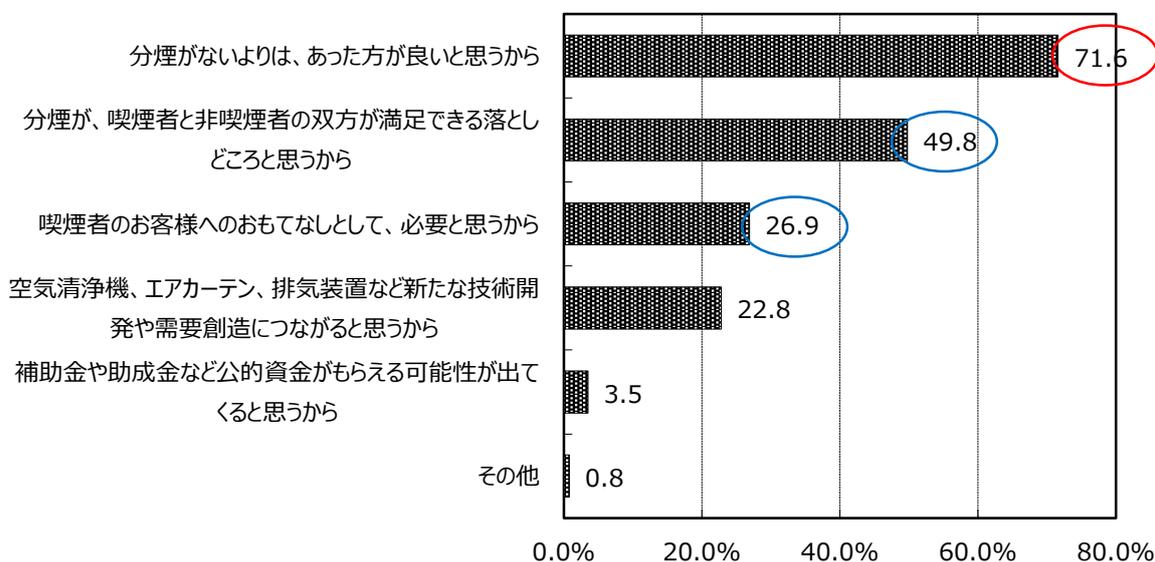


図6.評価する理由は何ですか。 n=1127



【解説】

たばこの消費およびたばこの煙に晒されることが健康、社会、環境および経済に及ぼす破壊的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」は、わが国も2004年にFCTCを批准、締結している⁶。FCTCは公衆衛生分野で初の国際条約であり、締

約国は、たばこ消費の削減に向けて、国際調和の下、速やかな対策が求められている。本年 2 月、FCTC は発効 10 周年を迎えた。

条約第 8 条では、「たばこの煙に晒されることからの保護」を求めており、実施のためのガイドラインが策定されている⁷。同ガイドラインでは

- ・ 換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用など、100%の無煙環境以外のアプローチは効果がない
- ・ 室内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである

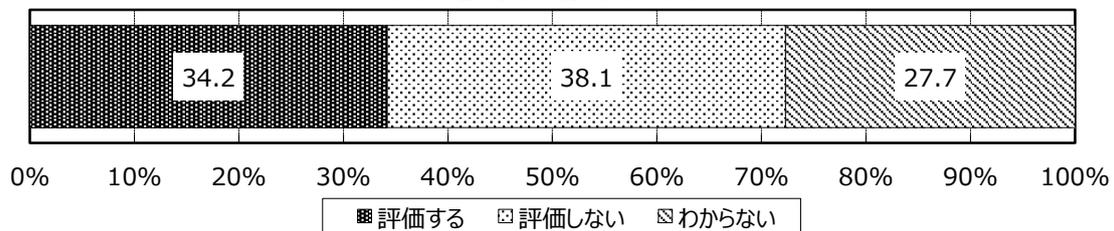
ことが原則として示されている。

今回の調査からも、「WHO の見解とは異なるが、わが国の新しい設備は効果があると思う」と回答した人はわずか 6.1%であり、どのような分煙も不完全で受動喫煙防止に効果がないという認識は、都民一人ひとりに実体験を通じて広く共有されている結果となった。

(3) 舛添知事による罰則つき条例制定の見送り方針について

罰則付きの条例制定を見送る方針を示したことについては、評価するという意見が 34%、評価しないという意見が 38%となった。意見は割れたものの、評価しない人が若干上回った結果となった【図 5】。

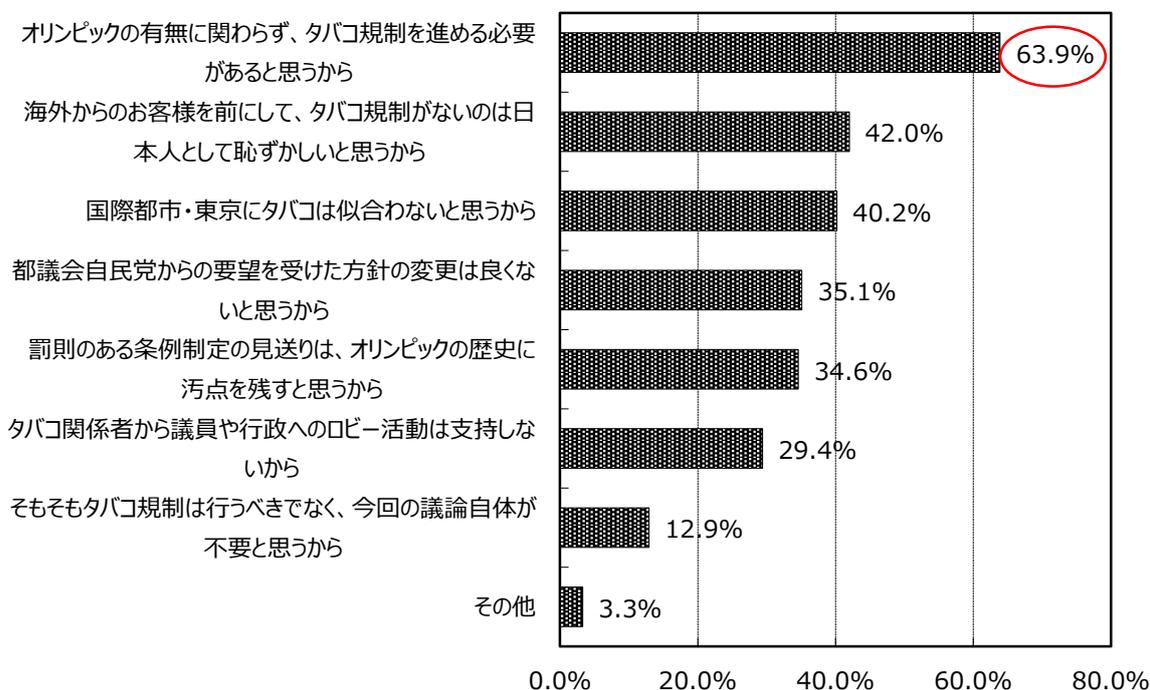
図 5 .東京都の舛添知事は、罰則付きの条例制定を見送る方針を示しているが、どのようにお考えですか。 n =2375



条例制定の見送り方針を評価しないという理由としては、「オリンピックの有無に関わらずタバコ規制を進める必要がある」ことを挙げた人が最も多い結果となっていた【図 7】。

図7.評価しない理由は何ですか。

n=905



「罰則のある条例制定の見送りは、オリンピックの歴史に汚点を残すと思う」ことを理由に選んだ人は35%と、「オリンピックの有無に関わらずタバコ規制を進める必要がある」の64%を大きく下回っていた。受動喫煙対策および禁煙化の規制導入は、オリンピックに関わらず推進すべきと考えている都民が多いことがわかる結果であった。

【解説】

オリンピック開催都市に禁煙を求める背景には、「健康的なスポーツと健康に有害なたばこは相いれない」という考えに基づいている（上述の IOC/WHO 合意文書⁴）。たばこ煙の有害性については、圧倒的な科学的証拠に基づき、「科学的に明白で、議論は終わった」（米国公衆衛生総監報告⁸、2006年）と結論づけられている。わが国でも、受動喫煙をなくすことによって、1年間に6800人の人命を救うことができると推計されている⁹。

本調査において、舛添知事の罰則付きの条例制定を見送る方針を『評価しない』と回答した人がその理由として挙げた者のなかで「オリンピックの有無に関わらず、タバコ規制を進める必要があると思う」というのが最も多かった背景には、たばこ煙の有害性について、わが国においても多くの人が共通の認識を持っている現状がある。

平成27年3月30日に開催された東京都受動喫煙防止対策検討会では、「当面は分煙対策を進め、大会の2年前までに条例を制定するか検討する」とする提言の座長とりまとめ案に対して、委員間の意見がまとまらず、年度を跨いで結論が持ち越される異例の事態になった¹⁰。屋内禁煙化の条例制定を積極的に進めるべきとする多くの委員が、座長案に基づいた結論の取りまとめに反対したためである。

平成 27 年 3 月に来日した WHO 本部、ダグラス・ベッチャー生活習慣病予防部長は、講演および報道機関のインタビューの中で、わが国の受動喫煙対策について次のように述べている¹¹。

- 東京都は屋内禁煙を義務づける条例の制定を急ぐべきだ
- 禁煙は国民の健康や経済にもプラスになるので政治的な決断を求めたい

罰則付きの条例制定への合意形成に困難が多いとの見解に対しては、日本よりも喫煙者の多い中国・北京においてオリンピックを契機に禁煙化が進められたのだから、東京も政治決断でできる、とした。

3. 結言

今年の厚生労働省による禁煙週間（5月31日～6月6日）のテーマは、「2020年、スモークフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～」である。東京都検討会の委員の多くが、また本調査においても過半数の都民が、罰則付きの条例を制定して屋内の禁煙化を進めることを支持している。少数意見や一部の利害関係者の働きかけによって「分煙設備の導入促進」という、効果がなく、かつ世界の潮流から取り残される施策へと誘導されるのではなく、禁煙化に向けた議論を進め、罰則付きの規制を導入することが、国民およびオリンピックを機に東京へ訪れる外国人訪問客の健康のために求められている。一方、条約第4条にも謳われているように、約2割の喫煙者が存在し、罰則付きの条例の制定が合意形成の難しい課題となっているがゆえに、政治の強いリーダーシップや決断が必要である。

【引用文献】

- 1 厚生労働省；『平成 25 年 国民健康・栄養調査』
- 2 厚生労働省；『平成 25 年 国民生活基礎調査』
- 3 日本たばこ産業株式会社；『2014 年「全国たばこ喫煙者率調査」』
- 4 IOC プレスリリース <http://www.olympic.org/news/ioc-and-who-strengthen-partnership/94731>
WHO プレスリリース
http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc_20100721/en/
- 5 東京都；「オリンピック開催都市の受動喫煙防止に関する法律等」 東京都受動喫煙防止対策検討会（第 1 回）資料
- 6 外務省；「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（略称 たばこ規制枠組条約）」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html
- 7 WHO；たばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン「たばこ煙にさらされることからの保護」
http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf
- 8 US Department of Health and Human Services (2006) “The Health Consequences of Involuntary Exposure of Tobacco Smoke” A Report of the Surgeon General.
- 9 片野田耕太、望月友美子、雑賀久美子、祖父江友孝（2010）；『わが国における受動喫煙起因死亡数の推計』、厚生労働省 57(13), 14-20
(国立がん研究センター、解説 http://www.ncc.go.jp/jp/information/pdf/20101021_tobacco.pdf)
- 10 東京都受動喫煙防止対策検討会（第 5 回）平成 27 年 3 月 30 日
- 11 NHK 首都圏ネットワーク（平成 27 年 3 月 30 日放送）